

亘理町公告第45号

令和7年度 亘理町立保育所給食調理業務委託事業
公募型プロポーザル方式による事業者選定手続き開始の公告

令和7年度 亘理町立保育所給食調理業務委託事業について、公募により複数事業者からの提案内容を審査し最良の提案をした者に対し随意契約の相手方候補として選定する、公募型プロポーザル方式を実施するので、次のとおり公告する。

令和6年9月30日

亘理町長 山田 周伸

1. 業務概要

(1) 業務名称

令和7年度 亘理町立保育所給食調理業務委託事業

(2) 業務内容

別紙「令和7年度 亘理町立保育所給食調理業務委託事業プロポーザル仕様書」、「亘理町保育所給食 業務衛生管理マニュアル【給食調理業務委託施設用】」、「亘理町保育所給食 食物アレルギー対応マニュアル」のとおりとする。

(3) 履行期間

令和7年4月1日 から令和10年3月31日まで

(4) 業務引継期間

覚書の締結後から委託業務開始までの間を引継期間とする。

(令和7年1月から令和7年3月末日までの予定)

2. 業務実施方針

業務実施における事業者の選定は、公募型プロポーザル方式に基づき、次に掲げる方針で行う。

- (1) 令和7年度 亘理町立保育所給食調理業務委託事業者の選定は、「亘理町立保育所給食調理業務委託事業プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）により行う。選定に係る事務局は子ども未来課があたる。
- (2) 審査では、参加者から提出された提案書等及び参加者による審査委員会の場でのヒアリング内容について、選定評価基準に基づき、公平かつ客観的に評価を行い、評点の総得点の最も高い事業者を優先交渉権者とする。

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加する事業者は、令和5年度・令和6年度 亘理町入札参加資格者名簿（登録部門：役務の提供 その他のサービス）に登載されている者であり、参加表明書提出時まで次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

(1) 次の各号に該当しない者であること。

- ① 亘理町の競争入札参加資格及び審査等に関する規定、亘理町指名停止要領に基づく指名停止中の者又はこれに準ずる者。
- ② 亘理町暴力団等排除措置要綱に該当する者。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- ④ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は前6か月以内に手形もしくは小切手の不渡りを出した者。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申し立てをしている者。
- ⑥ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者。
- ⑦ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立てをしている者。
- ⑧ 租税（法人税及び消費税、地方消費税、法人都道府県民税、個人事業税、法人市区町村民税、固定資産税等）を滞納している者。

(2) 過去5年以内に宮城県内の保育所または小・中学校の給食調理の受託実績がある単独の法人であること。

(3) 別紙「令和7年度 亘理立保育所給食調理業務委託事業プロポーザル仕様書」、「亘理町保育所給食 業務衛生管理マニュアル【給食調理業務委託施設用】」、「亘理町保育所給食 食物アレルギー対応マニュアル」に記した内容に対応できる能力があること。

4. 対象施設及び提案上限額

対象施設 亘理町立吉田保育所、亘理町立荒浜保育所（2施設一括）

上限価格 103,554,000円（消費税及び地方消費税を含む）

但し、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

5. プロポーザル実施要領等資料の配布期間・場所

(1) 配布期間 令和6年9月30日（月）から令和6年10月18日（金）

(2) 配布場所 亘理町ホームページからダウンロードすること。

(<https://www.town.watari.miyagi.jp/>)

6. 参加表明書等の提出期限、場所及び方法

- (1) 提出期間 令和6年9月30日(月)から令和6年10月18日(金)午後5時まで
- (2) 提出場所 事務局
- (3) 提出方法 事務局へ直接持参又は郵送。なお、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。

7. プロポーザル方式の中止等について

災害等の緊急でやむを得ない理由等により、プロポーザル方式を実施することができないと認められる場合は中止、停止又は取り消す場合がある。

8. その他の留意事項

本事業における注意事項を以下に示す。

- ① 審査関係者又は他社の企画提案関係者と不正な接触等を行った者は失格とする。
- ② 提出された書類は、返却しないこととする。
- ③ 虚偽の記載をした場合は、失格とする。
- ④ 提案事業者は複数の提案を行うことはできない。
- ⑤ 提出書類の著作権は提案事業者に帰属する。なお、提出書類は企画提案選定を行う作業に必要な範囲において複製することがある。
- ⑥ 本業務に参加するために要した一切の費用は、提案事業者の負担とする。なお、災害等の緊急でやむを得ない理由により、プロポーザル方式が中止等になった場合も参加に係る費用は提案事業者の負担とする。
- ⑦ 企画提案書等については、亘理町情報公開条例第6条に基づき、開示する場合がある。特定の個人を識別できる情報や法人等の正当な利益を害する情報については、該当する資料に「関係者に限り閲覧可能」や「不開示」等の表示をすること。

9. 事務局

亘理町役場 子ども未来課子育て支援班 担当：大堀・熊坂

〒989-2393

亘理町字悠里1番地

電話： 0223-34-1225

FAX： 0223-34-1361

メール： kosodate-s@town.watari.miyagi.jp

※メールでの問い合わせの件名は「令和7年度 亘理町立保育所給食調理業務委託事業プロポーザル問合せ(事業者名)」とすること。